

2010年7月14日

貿易証明ご利用者各位

神戸商工会議所

### 「一定期間内での包括的な原産国の証明に係る申請について」

平素は、当商工会議所の事業運営に対しまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当商工会議所では、一定期間内に輸出する製品に対し、原産国を包括的に証明することを認めていましたが、日本商工会議所より、各地の商工会議所に対し、認証を原則行わないよう指示が出されましたことから、当商工会議所では今後、申請理由の如何を問わず、包括的な原産地証明をお断りさせていただきます。下記のいずれの証明種別でも証明できませんので、予めご了承ください。

- ・原産地証明書
- ・サイン証明
- ・インボイス証明

ご申請者の皆様へは大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上